

平成27年度介護報酬改定速報
＜新旧対照表＞
（その7-①）
各論：施設系サービス
（特定・特養・老健）

2015年2月18日（水）

発信者：株式会社 佐々木総研
経営コンサルティング部
福岡県北九州市八幡東区石坪町10-13
TEL.093-651-5533

※無断転載禁止

各サービスごとの変更点

- ▶ 各事業所ごとに変更の要点のまとめ
 - ▶ 記載している単位数の表は説明のための一例
- ▶ 各事業所ともに本体単位数は大幅に見直し
 - ▶ 医療機関、ケアマネージャー及び各事業所・担当者との連携体制を整備して在宅での生活を支援していく体制や取り組みを行うことにより加算の算定を行うことが必要となります。
- ▶ 居宅療養管理指導費については変更なし
- ▶ 項目別基本報酬及び算定要件は、厚労省の発表資料をご覧ください
 - ▶ 厚生労働省→社会保障審議会→介護給付費分科会
→第119回2月6日開催 「資料」に詳細内容が記載されています
 - ▶ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126698>
- ▶ なお、地域区分の見直しは以下の通り（九州、山口県抜粋）

区分		上乗せ割合		地 域	
(旧)	(新)	(旧)	(新)		
4級地	5級地	10%	10%	福岡県	福岡市
6級地	6級地	3%	6%	福岡県	春日市・大野城市・太宰府市・福津市・糸島市・那珂川町・粕屋町
6級地	7級地	3%	3%	山口県 福岡県	周南市、 北九州市・飯塚市・筑紫野市・古賀市
6級地	その他	3%	—	福岡県	宇美町・志免町・須恵町・久山町

特定施設入居者生活介護①

(地域密着型・介護予防含む)

▶ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)

		(旧)	(新)
イ 特定施設入居者生活介護 (1日につき) (地域密着型・介護予防を含む)	要支援 1	197単位	179単位
	要支援 2	456単位	308単位
	要介護 1	564単位	533単位
	要介護 2	632単位	597単位
	要介護 3	705単位	666単位
	要介護 4	773単位	730単位
	要介護 5	844単位	798単位
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1月につき)		87単位	82単位
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護 (1日につき) (地域密着型・介護予防を含む)	要支援 1	197単位	179単位
	要支援 2	456単位	308単位
	要介護 1	564単位	533単位
	要介護 2	632単位	597単位
	要介護 3	705単位	666単位
	要介護 4	773単位	730単位
	要介護 5	843単位	798単位

▶ 処遇改善加算の加算率：加算（Ⅰ）6.1%、加算（Ⅱ）3.4%

▶ 注2 ロについて指定特定施設において外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を行った場合に、算定する方法を定められている（内容は別表第1へ）

▶ 外部サービスの限度額単位数

外部サービス利用型		(旧限度額)	新限度額
注1の厚生労働大臣の定める限度単位数	要介護 1	17,146単位	16,203単位
	要介護 2	19,213単位	18,149単位
	要介護 3	21,432単位	20,246単位
	要介護 4	23,499単位	22,192単位
	要介護 5	25,658単位	24,259単位

特定施設入居者生活介護②

(地域密着型・介護予防含む)

▶ 別表第1

	(旧)	(新)
1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費(1日につき)	87単位	82単位
2 訪問介護		
イ 身体介護が中心である場合		
(1) 所要時間15分未満の場合	99単位	95単位
(2) 所要時間15分以上30分未満の場合	199単位	191単位
(3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 基本単位数	271単位	260単位
所要時間30分から計算して15分増すごとに加算	90単位加算	86単位加算
(4) 所要時間1時間30分以上の場合 基本単位数	280単位	557単位
所要時間1時間30分から計算して15分増すごとに加算	37単位	36単位加算
ロ 生活援助が中心である場合		
(1) 所要時間15分未満の場合	50単位	48単位
(2) 所要時間15分以上1時間未満の場合 基本単位数	99単位	95単位
所要時間15分以上増すごとに加算	50単位加算	48単位加算
(3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合	226単位	217単位
(4) 所要時間1時間15分以上の場合	271単位	260単位
ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合		86単位
3 訪問入浴介護		
イ 利用者に対して、指定訪問入浴介護の受託居宅サービス事業所の看護職員1人及び介護職員2人が行った場合	所定単位数の9割	所定単位数の9割
ロ 訪問入浴介護費の加算は算定できない		
4 訪問看護		
イ 通院が困難な利用者に対して、指定訪問看護の受託事業者の保健師・看護師又はPT・OT・STがその主治医の指示・訪問看護計画書に基づき指定訪問看護を行った場合	所定単位数の9割	所定単位数の9割
ロ 所要時間が20分未満のものについては24時間提供体制、居宅サービス計画又は訪問看護計画書の中に20分以上の訪問看護が週1回以上含まれている場合に算定		
ハ 指定訪問看護ステーションのPT・OT・STが1日に2回(40分)を超えて指定訪問看護を行った場合	所定単位数の81/100を乗じて得た単位数	所定単位数の81/100を乗じて得た単位数
ニ 訪問看護費の加算については算定できない		
5 指定訪問リハビリテーション(1回につき)		
イ 通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリの受託事業者のPT・OT・STがその主治医の指示・訪問看護計画書に基づき指定訪問看護を行った場合	所定単位数の9割	所定単位数の9割
ロ 訪問リハビリの加算については算定できない		
6 指定通所介護		
イ 利用者に対して指定通所介護受託事業所においてサービスを提供された場合	所定単位数の9割	所定単位数の9割
ロ 利用者に対し2時間以上3時間未満の場合	63/100を乗じて得た単位数	63/100を乗じて得た単位数
ハ 療養通所介護の場合		
ニ 指定通所介護の加算については算定できない		

特定施設入居者生活介護③

(地域密着型・介護予防含む)

▶ 別表第1

	(旧)	(新)
7 指定通所リハビリテーション イ 利用者に対して指定通所リハ受託業者が実施した場合 □ 通所リハビリの加算は算定できない	所定単位数の 9割	所定単位数の 9割
8 指定福祉用具貸与(1月につき) イ 利用者に対して、指定福祉用具貸与受託事業者が貸与した場合 □ 加算については算定しない	通常の福祉用具対応と同様	所定単位数を特定施設入居者生活介護の1単位の単価で除して得た単位数(端数は四捨五入)
9 指定認知症対応型通所介護 イ 利用者に対して、指定認知症対応型通所介護サービスの人員、設備及び運営に関する基準に適合する受託授業者が実施した場合 □ 所要時間2時間～3時間未満の場合	所定単位数の 9割 57/100を乗じて得た単位	所定単位数の 9割 57/100を乗じて得た単位

▶ 法定代理人受領の同意書の廃止(地域密着型・介護予防を含む)

▶ サービス提供体制強化加算の創設(地域密着型・介護予防を含む) (新設)

	算定要件	新単位数
介護福祉士による強化(Ⅰ)イ	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が60/100以上	18単位/日
介護福祉士による強化(Ⅰ)□	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が50/100以上	12単位/日
常勤職員による強化(Ⅱ)	看護・介護職員のうち常勤の占める割合が75/100	6単位/日
長期勤続職員による強化(Ⅲ)	直接サービス提供する職員の総数のうち、勤続3年以上のもの占める割合が30/100以上	6単位/日

▶ 認知症専門ケア加算の創設(地域密着型・介護予防を含む) (新設)

	算定要件	新単位数
専門的な研修による強化(Ⅰ)	対象者が利用者の1/2以上 対象者20人に1名以上の職員配置 定期的な認知症ケアのための会議開催	3単位/日
指導にかかる専門的な研修による強化(Ⅱ)	(Ⅰ)にすべて適合している 認知症ケアの専門的研修修了者1名以上配置、ケア指導実施、 認知症ケアに関する研修計画を作成・実施	4単位/日

特定施設入居者生活介護④

(地域密着型・介護予防含む)

▶ 看取り介護加算の充実（地域密着型を含む）

(旧)	(新)
看取り介護加算 死亡日以前4日以上30日以内 80単位/日 死亡日の前日及び前々日 680単位/日 死亡日 1,280単位/日 ・夜間看護体制加算算定が要件	(削除)
(新設)	看取り介護加算 死亡日以前4日前以上30日以下 144単位/日 死亡日の前日及び前々日 680単位/日 死亡日 1,280単位/日 ・夜間看護体制加算算定が要件

▶ 別に厚生労働大臣が定める施設基準

- ▶ 看取りに関する指針作成、利用者・家族に内容を説明・同意を得る
- ▶ 看取りに関する指針は定期的に見直し、看取りに関する職員研修を行っている

▶ 短期利用の要件緩和（地域密着型を含む）・・・入居者を80%以上確保

▶ その他の加算

項目	単位数
個別機能訓練加算（1日につき）	12単位
夜間看護体制加算（1日につき）	10単位
医療機関連携加算（1月につき） 看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録、 利用者の同意を得て、協力医療機関の主治医に対し月1回以上情報提供	80単位

介護保険施設サービス 介護老人福祉施設①

- ▶ 基本単位数の見直し
- ▶ 介護老人福祉施設サービス費（1日につき）

介護老人福祉施設サービス費		(旧)	H27年4月	H27年8月
(1) 介護福祉施設サービス費 (I) a 従来型個室	要介護1	580単位	547単位	
	要介護2	651単位	614単位	
	要介護3	723単位	682単位	
	要介護4	794単位	749単位	
	要介護5	863単位	814単位	
(1) 介護福祉施設サービス費 (II) b 多床室 (平成24年4月1日以前に整備)	要介護1	634単位	594単位	547単位
	要介護2	703単位	661単位	614単位
	要介護3	775単位	729単位	683単位
	要介護4	844単位	796単位	749単位
	要介護5	912単位	861単位	814単位
(1) 介護福祉施設サービス費 (III) c 多床室 (平成24年4月1日以降に新設)	要介護1	627単位	(削除)	
	要介護2	695単位	(削除)	
	要介護3	767単位	(削除)	
	要介護4	836単位	(削除)	
	要介護5	903単位	(削除)	
(2) 小規模介護福祉施設サービス費 (I) a 従来型個室	要介護1	742単位	700単位	
	要介護2	809単位	763単位	
	要介護3	880単位	830単位	
	要介護4	947単位	893単位	
	要介護5	1,013単位	955単位	
(2) 小規模介護福祉施設サービス費 (II) a 多床室 (平成24年4月1日以前に整備)	要介護1	794単位	747単位	700単位
	要介護2	858単位	810単位	763単位
	要介護3	930単位	877単位	830単位
	要介護4	995単位	940単位	893単位
	要介護5	1,060単位	1,002単位	955単位
(2) 小規模介護福祉施設サービス費 (III) a 多床室 (平成24年4月1日以降に整備)	要介護1	785単位	(削除)	
	要介護2	850単位	(削除)	
	要介護3	919単位	(削除)	
	要介護4	985単位	(削除)	
	要介護5	1049単位	(削除)	

介護保険施設サービス 介護老人福祉施設②

▶ 介護福祉施設サービス費（1日につき）

旧措置入所者介護福祉サービス費		(旧)	H27年4月	H27年8月
(1) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅰ） a 従来型個室	要介護1	580単位	547単位	
	要介護2.3	693単位	653単位	
	要介護4.5	828単位	781単位	
(1) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅱ） b 多床室 (平成24年4月1日以前に整備)	要介護1	634単位	594単位	547単位
	要介護2.3	744単位	700単位	653単位
	要介護4.5	878単位	828単位	781単位
(1) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅲ） c 多床室 (平成24年4月1日以降に整備)	要介護1	627単位	(削除)	
	要介護2.3	737単位	(削除)	
	要介護4.5	869単位	(削除)	
(2) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅰ） a 従来型個室	要介護1	742単位	700単位	
	要介護2.3	849単位	800単位	
	要介護4.5	979単位	923単位	
(2) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅱ） b 多床室 (平成24年4月1日以前に整備)	要介護1	794単位	747単位	700単位
	要介護2.3	899単位	847単位	800単位
	要介護4.5	1,027単位	970単位	923単位
(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅲ） c 多床室 (平成24年4月1日以降に整備)	要介護1	785単位	(削除)	
	要介護2.3	890単位	(削除)	
	要介護4.5	1,017単位	(削除)	

▶ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）

ユニット型介護福祉施設サービス費		(旧)	H27年4月
ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ） a ユニット型個室	要支援1	663単位	625単位
	要支援2	733単位	691単位
	要介護1	807単位	762単位
	要介護2.3	877単位	828単位
	要介護4.5	947単位	894単位
ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅱ） b ユニット型準個室	要介護1	663単位	625単位
	要介護2	733単位	691単位
	要介護3	807単位	762単位
	要介護4	877単位	828単位
	要介護5	947単位	894単位

介護保険施設サービス 介護老人福祉施設③

▶ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）

ユニット型小規模介護福祉施設サービス費		(旧)	H27年4月	H27年8月
ユニット型小規模介護福祉施設サービス費 (Ⅰ) a ユニット型個室	要支援 1	813単位	766単位	
	要支援 2	879単位	829単位	
	要介護 1	951単位	897単位	
	要介護2.3	1,018単位	960単位	
	要介護4.5	1,084単位	1,022単位	
ユニット型小規模介護福祉施設サービス費 (Ⅱ) b ユニット型準個室	要介護 1	813単位	766単位	
	要介護 2	879単位	829単位	
	要介護 3	951単位	897単位	
	要介護 4	1,018単位	960単位	
	要介護 5	1,084単位	1,022単位	

▶ ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費（1日につき）

ユニット型旧措置入所者介護福祉サービス費		(旧)	H27年4月	H27年8月
ユニット型旧措置入所者 介護福祉施設サービス費 (Ⅰ) a ユニット型個室	要介護 1	663単位	625単位	
	要介護2.3	766単位	722単位	
	要介護4.5	902単位	850単位	
ユニット型旧措置入所者 介護福祉施設サービス費 (Ⅱ) b ユニット型準個室	要介護 1	663単位	625単位	
	要介護2.3	766単位	722単位	
	要介護4.5	902単位	850単位	
ユニット型小規模旧措置入所者 介護福祉施設サービス費 (Ⅲ) a ユニット型個室 (平成24年4月1日以降に整備)	要介護 1	813単位	766単位	
	要介護2.3	921単位	868単位	
	要介護4.5	1,050単位	990単位	
ユニット型小規模旧措置入所者 介護福祉施設サービス費 (Ⅰ) b ユニット型準個室	要介護 1	813単位	766単位	
	要介護2.3	921単位	868単位	
	要介護4.5	1,050単位	990単位	

▶ 介護職員処遇改善加算：加算（Ⅰ）5.9%、（Ⅱ）3.3%

▶ 算定の原則

- ▶ 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数に97/100相当の単位数を算定する
- ▶ 厚生労働大臣が定める基準に満たさない場合は、所定単位数の97/100相当の単位数を算定

介護保険施設等 介護老人福祉施設④

▶ 加算の新旧対照表

項目	(旧)	(新)
日常生活継続支援加算（1日につき） （Ⅰ）介護福祉施設サービス費・小規模介護福祉施設サービス費・ 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費・旧措置入所者介護 福祉施設サービス費を算定している事 （Ⅱ）ユニット型の各施設サービス費を算定している事 直近6ヶ月又は12ヶ月で以下のいずれかを満たす事 a 新規入所者の総数のうち、要介護4.5の占める割合が70%以上 b 新規入所者の総数のうち、日常生活に支障をきたす恐れが ある介護を必要とする認知症の割合が 65%以上 c 喀痰吸引等が必要な利用者の割合が 15%以上	23単位	（Ⅰ） 36単位 （Ⅱ） 46単位
経口維持加算： 口腔・栄養管理評価見直し、6ヶ月以降も加算可能 （1）経口維持加算（Ⅰ） ・摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対し、医師・歯科医師・ 管理栄養士・看護師・ケアマネ・その他職種が協同して、食事の 観察・会議等を行い傾向維持計画を個別に作成し、管理栄養士等 が栄養管理を行なった場合に算定 （2）経口維持加算（Ⅱ） ・上記（1）の食事の観察・会議等に医師（配置医師をのぞく）・ 歯科医師・歯科衛生士・S Tが参加した場合に加えて加算	（1） 28単位 （2） 5単位	（1） 400単位 （2） 100単位
口腔衛生管理体制加算（1月につき）：（名称の変更） （旧：口腔機能維持管理体制加算） ・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による介護職員 に対する口腔ケアにかかる技術的助言・指導を月1回以上実施	30単位	30単位
口腔衛生管理加算（1月につき）：名称の変更 ・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケア を月4回以上実施 ※口腔衛生管理体制加算算定が必須	110単位	110単位
療養食加算（1日につき） ※経口移行加算又は経口維持加算との併算定不可	23単位	18単位
看取り加算（1日につき） ①死亡前4日以上30日以下 ②死亡日の前日及び前々日 ③死亡日 ※退所した日の翌日から死亡日までの間は算定しない <要件> ・24時間連絡体制の確保 ・看取りに関する指針作成、利用者・家族への説明と同意 ・医師・看護職員・介護職員・ケアマネ・その他の職種の者におけ る見取りの実績を踏まえた、指針の見直し ・看取りに関する職員研修の実施 ・見取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮	①80単位 ②680単位 ③1280単位	①144単位 ②680単位 ③1280単位
在宅・入所相互利用加算（1日につき） ・3ヶ月を限度	30単位	40単位

介護保険施設等 介護老人福祉施設⑤

▶ その他の加減算

項 目	単位数
身体拘束は医師未実施減算（1日につき）	△5単位
看護体制加算（1日につき）	(I) イ 6単位 (I) □ 4単位 (II) イ 13単位 (II) □ 8単位
夜勤職員配置加算（1日につき）	(I) イ 22単位 (I) □ 13単位 (II) イ 27単位 (II) □ 18単位
準ユニットケア加算（1日につき） 都道府県知事に届出必要	5単位
個別機能訓練加算（1日につき）	12単位
若年性認知症入所者受入加算 ※個別の担当者を決める ※認知症行動・心理症状緊急対応加算（200単位）と併算定不可	120単位
常勤医師配置加算（1日につき） ・介護老人福祉施設の職務に従事する常勤医師を1名以上配置 ・入所者の数を100で除した数以上の常勤換算医師を確保	25単位
精神科医療養指導加算（1日につき） ・認知症入居者が全入居者の1/3以上 ・精神科を担当する医師による定期的な療養指導実施	5単位
障害者生活支援体制加算（1日につき） ・視覚・聴覚・言語機能に重度の障害がある者、知的障害者又は精神障害者である入居者が15名以上入居 ・専ら障害者の生活支援に当たる常勤の職員を1名以上配置	26単位
入院を要した場合または居宅における外泊の場合 ・1月に6日以内、入院又は外泊の初日及び最終日は算定不可	246単位
従来型個室に入所して多床室の単位数を算定する特例 ・感染等により必要がある場合（30日以内） ・別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 ・著しい精神症状等により必要があると医師が判断した場合	
初期加算（1日につき） ・入所した日から起算して30日以内の期間	30単位
退所時等相談援助加算	
(1) 退所時等相談援助加算 ・入所期間が1月を超えると予測される入所者 ・退所に先立って、ケアマネ・生活相談員・看護職員・機能訓練指導員又は医師のいずれかの職務のもの ・退所後の居宅を訪問、保健・医療・福祉サービスについての相談 ・入所中1回（入所早期にあっては2回）、社会福祉施設等に入所の場合も算定	(1) 460単位
(2) 退所後訪問相談援助加算 ・入所者の退所後30日以内に、居宅を訪問し相談援助を行った場合	(2) 460単位
(3) 退所相談援助加算 ・入所期間が1ヶ月を超えるもの、退所後2週間以内に、同意を得て行政に情報提供	(3) 400単位
(4) 退所前連携加算 ・入所期間が1ヶ月を超えるもの、退所に先立ってケアマネに情報提供	(4) 500単位

介護保険施設等 介護老人福祉施設⑥

▶ その他の加減算

項目	単位数
栄養マネジメント加算（1日につき） ・管理栄養士が継続的に入所者ごとの栄養管理を行った場合 <施設基準> ・常勤の管理栄養士 1名以上、 ・入所時に栄養状態を把握し医師・管理栄養士・歯科医師・看護師・ケアマネその他の職種が共同して接触・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成 ・栄養ケア計画に従い栄養管理を行っている ・栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、計画の見直しを行う	14単位
経口移行加算 ※栄養マネジメント加算を算定必須 ・経口移行計画策定、 ・医師の指示を受けた管理栄養士等による栄養管理又はS T又は看護師等による支援が行われた場合	28単位
在宅復帰支援機能加算（1日につき） ・入居者の家族との連絡調整を行っている ・入居者が利用するケアマネに対し入居者にかかる居宅サービスに必要な情報の提供・対処後の居宅サービスの利用に関する調整を行っている	10単位
認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） (2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	(1) 3単位 (2) 4単位
認知症行動・心理症状緊急対応加算（1日につき） ・医師が緊急入院が必要と認めた者、入居日から起算して7日間限度	200単位

▶ 障害者生活支援員の基準：障害者支援員ケア対象に『重度精神障害』追加

- ▶ 視覚障害：点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者
- ▶ 聴覚障害又は言語機能障害：手話通訳等を行うことができる者
- ▶ 知的障害：知的障害者福祉法に掲げる者又はこれらに準ずる者
- ▶ 精神障害：精神保健福祉又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に掲げる者

▶ ※1 多床室に居住費導入（補足給付）・・・平成27年8月から行う

	食費	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室（特養等）	従来型個室（老健・療養等）	多床室（特養等）	多床室（老健・療養等）
基準費用額	1,380	1,970	1,640	1,150	1,640	320+β+α	320+β
負担限度額（利用者負担第3段階）	650	1,310	1,310	820	1,310	320+β	320+β
負担限度額（利用者負担第2段階）	390	820	490	420	490	320+β	320+β
負担限度額（利用者負担第1段階）	300	820	490	320	490	0	0

注1：βについては、直近の家計調査における光熱水費の額が現行の基準費用額・負担限度額を上回っていることを踏まえた見直しで、50円/日

注2：αについては、多床室の入所者に対して質量相当の負担を求めることに伴う見直しで、470円/日（実施は平成27年8月から）

介護保険施設サービス 介護老人保健施設①

▶ 介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) 介護保健施設サービス費（Ⅰ） （看護+介護 3：1）《従来型老健》		(旧)	(新)
介護保健施設サービス費 (i) 従来型老健：従来型個室	要介護 1	716単位	695単位
	要介護 2	763単位	740単位
	要介護 3	826単位	801単位
	要介護 4	879単位	853単位
	要介護 5	932単位	904単位
介護保健施設サービス費 (ii) 在宅強化型従来型老健：従来型個室	要介護 1	745単位	733単位
	要介護 2	817単位	804単位
	要介護 3	880単位	866単位
	要介護 4	937単位	922単位
	要介護 5	993単位	977単位
介護保健施設サービス費 (iii) 従来型老健：多床室	要介護 1	792単位	768単位
	要介護 2	841単位	816単位
	要介護 3	904単位	877単位
	要介護 4	957単位	928単位
	要介護 5	1,011単位	981単位
介護保健施設サービス費 (iv) 在宅強化型従来型老健：多床室	要介護 1	825単位	812単位
	要介護 2	900単位	886単位
	要介護 3	963単位	948単位
	要介護 4	1,020単位	1,004単位
	要介護 5	1,076単位	1,059単位

(2) 介護保健施設サービス費（Ⅱ） （介護療養型老健で看護職員常時配置）		(旧)	(新)
介護保健施設サービス費 (i) 看護職員常時配置型老健：従来型個室	要介護 1	741単位	723単位
	要介護 2	824単位	804単位
	要介護 3	940単位	917単位
	要介護 4	1,017単位	993単位
	要介護 5	1,093単位	1,067単位
介護保健サービス費 (ii) 看護職員常時配置療養強化型老健：従来型個室	要介護 1	741単位	723単位
	要介護 2	824単位	804単位
	要介護 3	1,010単位	986単位
	要介護 4	1,086単位	1,060単位
	要介護 5	1,163単位	1,135単位

介護保険施設サービス 介護老人保健施設②

▶ 介護保健施設サービス費（1日につき）

(2) 介護老人保健施設サービス費 (Ⅱ) (介護療養型老健で看護職員常時配置)		(旧)	(新)
介護保健施設サービス (iii) 看護職員常時配置療養型老健：多床室	要介護 1	820単位	800単位
	要介護 2	904単位	882単位
	要介護 3	1,020単位	996単位
	要介護 4	1,097単位	1,071単位
	要介護 5	1,173単位	1,145単位
介護保健施設サービス (iv) 看護職員常時配置療養強化型老健：多床室	要介護 1	820単位	800単位
	要介護 2	904単位	882単位
	要介護 3	1,089単位	1,063単位
	要介護 4	1,166単位	1,138単位
	要介護 5	1,243単位	1,213単位

(3) 介護老人保健施設サービス費 (Ⅲ) (介護療養型老健で夜間看護オンコール体制)		(旧)	(新)
介護保健施設サービス費 (i) 夜間オンコール療養型老健：従来型個室	要介護 1	741単位	723単位
	要介護 2	818単位	798単位
	要介護 3	913単位	891単位
	要介護 4	990単位	966単位
	要介護 5	1,066単位	1,040単位
介護保健施設サービス (ii) 夜間オンコール療養強化型老健：従来型個室	要介護 1	741単位	723単位
	要介護 2	818単位	798単位
	要介護 3	983単位	959単位
	要介護 4	1,059単位	1,034単位
	要介護 5	1,136単位	1,109単位
介護保健サービス (iii) 夜間オンコール療養型老健：多床室	要介護 1	820単位	800単位
	要介護 2	898単位	876単位
	要介護 3	993単位	969単位
	要介護 4	1,069単位	1,043単位
	要介護 5	1,146単位	1,118単位
介護保健サービス (iv) 夜間オンコール療養強化型老健：多床室	要介護 1	820単位	800単位
	要介護 2	898単位	876単位
	要介護 3	1,062単位	1,037単位
	要介護 4	1,139単位	1,112単位
	要介護 5	1,215単位	1,186単位

介護保険施設サービス 介護老人保健施設③

▶ ユニット型介護保健施設サービス費（1日につき）

ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ） （看護+介護3：1：従来型老健）		（旧）	（新）
ユニット型介護保健施設サービス費（i） 従来型老健：ユニット型個室	要介護1	795単位	774単位
	要介護2	842単位	819単位
	要介護3	907単位	881単位
	要介護4	960単位	934単位
	要介護5	1,014単位	985単位
ユニット型介護保健施設サービス費（ii） 在宅強化型従来型老健：ユニット型個室	要介護1	828単位	816単位
	要介護2	903単位	890単位
	要介護3	966単位	952単位
	要介護4	1,023単位	1,008単位
	要介護5	1,079単位	1,063単位
ユニット型介護保健施設サービス費（iii） 従来型老健：ユニット型個室	要介護1	795単位	774単位
	要介護2	842単位	819単位
	要介護3	907単位	881単位
	要介護4	960単位	934単位
	要介護5	1,014単位	985単位
ユニット型介護保健施設サービス費（iv） 在宅強化型従来型老健：ユニット型個室	要介護1	828単位	816単位
	要介護2	903単位	890単位
	要介護3	966単位	952単位
	要介護4	1,023単位	1,008単位
	要介護5	1,079単位	1,063単位

ユニット型介護老人保健施設サービス費（Ⅱ） （介護療養型老健で看護職員常時配置）		（旧）	（新）
ユニット型介護老人保健施設サービス費（i） 看護職員常時配置療養型老健：ユニット型個室	要介護1	903単位	885単位
	要介護2	987単位	966単位
	要介護3	1,102単位	1,079単位
	要介護4	1,179単位	1,155単位
	要介護5	1,256単位	1,229単位
ユニット型介護老人保健施設サービス費（ii） 看護職員常時配置療養強化型老健：ユニット型個室	要介護1	903単位	885単位
	要介護2	987単位	966単位
	要介護3	1,172単位	1,148単位
	要介護4	1,249単位	1,222単位
	要介護5	1,325単位	1,297単位

介護保険施設サービス 介護老人保健施設④

▶ 介護老人保健施設サービス費（1日につき）

ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ） （介護療養型老健で看護職員常時配置）		（旧）	（新）
ユニット型介護保健施設サービス費（iii） 看護職員常時配置療養型老健：ユニット型準個室	要介護1	903単位	885単位
	要介護2	987単位	966単位
	要介護3	1,102単位	1,079単位
	要介護4	1,179単位	1,155単位
	要介護5	1,256単位	1,229単位
ユニット型介護保健施設サービス費（iv） 看護職員常時配置療養強化型老健：ユニット型準個室	要介護1	903単位	885単位
	要介護2	987単位	966単位
	要介護3	1,172単位	1,148単位
	要介護4	1,249単位	1,222単位
	要介護5	1,325単位	1,297単位

ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅲ） （介護療養型老健で、夜間看護オンコール体制）		（旧）	（新）
ユニット型介護保健施設サービス費（i） 夜間オンコール療養型老健：ユニット型個室	要介護1	903単位	885単位
	要介護2	981単位	960単位
	要介護3	1,075単位	1,053単位
	要介護4	1,152単位	1,128単位
	要介護5	1,228単位	1,202単位
ユニット型介護保健施設サービス費（ii） 夜間オンコール療養強化型老健：ユニット型個室	要介護1	903単位	885単位
	要介護2	981単位	960単位
	要介護3	1,145単位	1,121単位
	要介護4	1,221単位	1,196単位
	要介護5	1,298単位	1,271単位
ユニット型介護保健施設サービス費（iii） 夜間オンコール療養型老健：ユニット型準個室	要介護1	903単位	885単位
	要介護2	981単位	960単位
	要介護3	1,075単位	1,053単位
	要介護4	1,152単位	1,128単位
	要介護5	1,228単位	1,202単位
ユニット型介護保健施設サービス費（iv） 夜間オンコール療養強化型老健：ユニット型準個室	要介護1	903単位	885単位
	要介護2	981単位	960単位
	要介護3	1,145単位	1,121単位
	要介護4	1,221単位	1,196単位
	要介護5	1,298単位	1,271単位

▶ 介護職員処遇改善加算：加算（Ⅰ）2.7%。（Ⅱ）1.5%

介護保険施設等 介護老人保健施設⑤

▶ 加算の新旧対照表

項目	(旧)	(新)
入所前後訪問指導加算 ・入所前後訪問指導加算（Ⅰ） 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合 ・入所前後訪問指導加算（Ⅱ） 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めると共に、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合	460単位	（Ⅰ）450単位 （Ⅱ）480単位
経口維持加算： 口腔・栄養管理評価見直し、6ヶ月以降も加算可能 (1) 経口維持加算（Ⅰ） ・摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対し、医師・歯科医師・管理栄養士・看護師・ケアマネ・その他職種が共同して、食事の観察・会議等を行い傾向維持計画を個別に作成し、管理栄養士等が栄養管理を行なった場合に算定 (2) 経口維持加算（Ⅱ） ・上記（1）の食事の観察・会議等に医師（配置医師をのぞく）・歯科医師・歯科衛生士・STが参加した場合に加えて加算	(1) 28単位 (2) 5単位	(1) 400単位 (2) 100単位
口腔衛生管理体制加算（1月につき）：（名称の変更） （旧：口腔機能維持管理体制加算） ・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による介護職員に対する口腔ケアにかかる技術的助言・指導を月1回以上実施	30単位	30単位
口腔衛生管理加算（1月につき）：名称の変更 ・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケアを月4回以上実施 ※口腔衛生管理体制加算算定が必須	110単位	110単位
療養食加算（1日につき） ※経口移行加算又は経口維持加算との併算定不可	23単位	18単位

▶ その他の加減算

項目	単位数
ユニットケア未実施減算	所定単位数の 97/100
身体拘束廃止未実施減算（1日につき）	△5単位
夜勤職員配置加算（1日につき）	24単位
短期集中リハビリテーション実施加算 ・入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリ実施	240単位
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 ・入所の日～起算して3月以内、週に3回を限度に	240単位
認知症ケア加算（1日につき）	76単位
若年性認知症入所者受入れ加算（1日につき） ・認知症行動・心理症状緊急対応加算と併算定不可	120単位
入院を要した場合又は居宅における外泊の場合 ・1月に6日以内、入院又は外泊の初日及び最終日は算定不可	362単位

介護保険施設等 介護老人保健施設

その他の加減算

項目	単位数
看取り加算 ・イの(1)、ロの(1) ①死亡前4日以上30日以下 ②死亡日の前日・前々日 ③死亡日 ・イの(2)(3)、ロの(2)(3) ①死亡前4日以上30日以下 ②死亡日の前日・前々日 ③死亡日	①160単位 ②820単位 ③1,650単位 ①160単位 ②850単位 ③1,700単位
初期加算(1日につき)：入所した日から30日以内の期間	30単位
(1) 退所時等指導加算 ※入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる又は1ヶ月を超えた入所者が対象 ①退所前訪問指導加算 ・入所期間が1ヶ月以上と見込まれる入所者の退所に先立ち指導(入所中 1回) ②退所後訪問指導加算 ・退所後30日以内に居宅を訪問し療養上の指導を行った場合(1回に限り) ③退所時指導加算 ・入所期間が1ヶ月を超えるものが退所するときの療養指導 ④退所時情報提供加算 ・他の社会福祉施設等に入所する場合に情報提供を行った場合 ⑤退所前連携加算 ・退所に当たってケアマネ又は地域密着型サービスの利用に当たって情報提供	(1) ①460単位 ②460単位 ③400単位 ④500単位 ⑤500単位
(2) 老人訪問看護指示加算 ・退所時に訪問看護・小規模多機能への訪問看護指示を行った場合	(2) 300単位
栄養マネジメント加算(1日につき) ・管理栄養士が継続的に入所者ごとの栄養管理を実施	14単位
経口移行加算 ・経口摂取のための以降計画を作成、180日限度、栄養マネジメント加算必須	28単位
在宅復帰支援機能加算(1日につき) ・家族との連絡調整、ケアマネへの情報提供、対処後の居宅サービスの利用調整	5単位
緊急時施設療養費 (1) 緊急時治療管理(1日につき)：緊急的な投薬・検査・注射・処置実施 ・1月に1回、連続する3日を限度	(1) 511単位
特定治療：当該診療に係る医科点数表に定める点数に10円を乗じて得た額 高齢者の医療の確保に関する法律に規定されたりハビリテーション・手術・麻酔・放射線治療	診療報酬×10円
所定疾患施設療養費(1日につき) ・別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬・検査・注射・処置等を実施 ・1月に1回、連続する7日間を限度、緊急時施設療養費と併算定不可	305単位
認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1) 3単位 (2) 4単位
認知症行動・心理症状緊急対応加算(1日につき) ・医師が緊急入院が必要と認めた者、入居日から起算して7日間限度	200単位
認知症情報提供加算：入所者1人につき1回、センター紹介時は算定不可	350単位
地域連携診療計画情報提供加算(1人1回を限度)地域連携パスに治療後退所、紹介元へ情報提供(報告)	300単位

サービス別介護職員処遇改善加算

現行の加算の仕組みは維持しつつ、
更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、
労働環境の改善の取組を評価

介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ) (Ⅱ) × 90%	(Ⅳ) (Ⅱ) × 80%
(介護予防) 訪問介護	8.6%	4.8%		
(介護予防) 訪問入浴介護	3.4%	1.9%		
(介護予防) 通所介護	4.0%	2.2%		
(介護予防) 通所リハビリテーション	3.4%	1.9%		
(介護予防) 短期入所生活介護	5.9%	3.3%		
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	2.7%	1.5%		
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等)	2.0%	1.1%		
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	6.1%	3.4%		
介護老人福祉施設	5.9%	3.3%		
介護老人保健施設	2.7%	1.5%		
介護療養型医療施設	2.0%	1.1%		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8.6%	4.8%		
夜間対応型訪問介護	8.6%	4.8%		
(介護予防) 認知症対応型通所介護	6.8%	3.8%		
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	7.6%	4.2%		
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	8.3%	4.6%		
地域密着型特定施設入居者生活介護	6.1%	3.4%		
地域密着型介護老人福祉施設	5.9%	3.3%		
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	7.6%	4.2%		

※ (Ⅲ) は (Ⅱ) の90%、(Ⅳ) は (Ⅱ) の80%を算定

※ (介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 居宅療養管理指導、(介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援については加算算定対象外

▶ 介護職員処遇改善加算の算定要件 (共通)

- ▶ ① 介護職員の賃金改善に関する計画の策定 (加算算定額以上の改善案)
- ▶ ② 上記①の改善計画を都道府県に提出
- ▶ ③ 加算算定額に相当する賃金改善を実施
- ▶ ④ 事業年度ごとに実績を都道府県に報告
- ▶ ⑤ 直近12か月間において労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない
- ▶ ⑥ 労働保険料の納付が適正に行われている

▶ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) : 共通項目に加え下記⑦⑧を実施

- ▶ ⑦ (1) 介護職員の職務規定がある (賃金規定を含む)、(2) 書面で職員に通知している、(3) 資質の向上の研修計画・実施等、(4) 研修計画等の職員への周知などを実施している
- ▶ ⑧ 上記②の届け出前月までに実施した内容、処遇改善に要した費用を職員に周知

▶ 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) : 共通項目に加え⑦ (1) (2)、⑧を実施

▶ 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) : 共通項目に加え⑦ (1) (2) 又は⑧を実施

▶ 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) : 共通項目のみ実施

サービス提供体制強化加算

▶ (介護福祉士割合 5 割以上)

サービス	新要件及び単位数
介護老人福祉施設	(I) イ 介護福祉士 6 割以上 : 18 単位/日 (I) ロ 介護福祉士 5 割以上 : 12 単位/日
地域密着型介護老人福祉施設	
介護老人保健施設 (短期入所療養介護 (老健、病院、診療所、認知症病棟含む))	
介護療養型医療施設	
短期入所生活介護 (空床利用含む) 介護予防短期入所生活介護	
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	

▶ (介護福祉士割合 4 割以上)

	新要件及び単位数
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス	(I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 640 単位/月 (I) ロ 介護福祉士 4 割以上 : 500 単位/月
通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 通所リハビリテーション	(I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 18 単位/回 (I) ロ 介護福祉士 4 割以上 : 12 単位/回
介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション	【要支援 I】 (包括報酬) (I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 72 単位/月 (I) ロ 介護福祉士 4 割以上 : 48 単位/月 【要支援 II】 (包括報酬) (I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 144 単位/月 (I) ロ 介護福祉士 4 割以上 : 96 単位/月

▶ (介護福祉士割合 3 割以上)

	新要件及び単位数
訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	(I) イ 介護福祉士 4 割以上又は介護福祉士等 6 割以上 : 36 単位/回 (I) ロ 介護福祉士 3 割以上又は介護福祉士等 5 割以上 : 24 単位/回
夜間対応型訪問介護 (包括型 : 夜間対応型訪問介護)	(I) イ 介護福祉士 4 割以上又は介護福祉士等 6 割以上 : 18 単位/回 (I) ロ 介護福祉士 3 割以上又は介護福祉士等 5 割以上 : 12 単位/回 【包括型】 (II) イ 介護福祉士 4 割以上又は介護福祉士等 6 割以上 : 126 単位/月 (II) ロ 介護福祉士 3 割以上又は介護福祉士等 5 割以上 : 84 単位/月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(I) イ 介護福祉士 4 割以上又は介護福祉士等 6 割以上 : 640 単位/月 (I) ロ 介護福祉士 3 割以上又は介護福祉士等 5 割以上 : 500 単位/月

- ▶ (※) 介護人材確保の取組を推進する観点から、現行の都道府県による従業者等に関する情報公表の仕組みについて、事業者の取組がより促進される仕組みとなるよう、各事業所の基本情報に教育訓練のための制度、各種研修、キャリア段位制度の取組等、従業者の資質向上に向けた取組状況を追加する。また、勤務時間、賃金体系、休暇制度、福利厚生、離職率など従業者が事業所を選択する際に最低限必要と考えられる項目について、事業所が自ら直接公表できる仕組みとする。